

視聴覚教材等 利用案内

1. 利用資格
①佐倉市内の学校・幼稚園・保育園・官公署・各種団体組織
(個人での貸出はできません。)
②その他、佐倉市教育委員会が必要と認める場合
2. 利用目的及び制限
教材・機材は、学校教育・社会教育の充実及び生涯学習によるまちづくり推進のために貸出し、営利・政治・宗教活動には利用できません。
教材・機材の屋外での使用はできません。なお、映画及びビデオ教材は、無料での上映が条件です。
3. 開館時間
午前9時から午後5時まで
4. 休館日
第2・第4月曜日、12月28日から翌年1月4日まで
5. 利用申込
電話等により事前に連絡のうえ、利用日までに視聴覚教材等利用申込書を記入、提出してください。また、教材等の受取時に来館される際には、ご本人様確認ができるものをご持参ください。
6. 利用数量
5点又は5本以内（これ以上必要な場合はご相談してください）
7. 利用期間
3日間（これ以上必要な場合はご相談してください）
8. 返却
返却予定日の午後5時までに、視聴覚教材等利用報告書を記入のうえ、教材・機材に添えて、返却してください。
予定日までに返却できない場合は、早めにご相談してください。
9. 故障及び破損
修理をしないで、視聴覚教材等利用報告書に故障破損箇所・状況等を記入し、報告してください。
10. 弁償
紛失したり、著しく破損した場合には、弁償していただくこともありますので、十分に注意をして取り扱ってください。
11. お願い
①教材・機材をご利用される場合は、事前に試写等の点検を行ってください。（故障・教材違い・用具不足等の確認のため）
②機材のご利用方法を知りたい場合は、事前連絡時に操作方法を職員に確認のうえ、ご利用ください。
(不適格な操作は、故障や破損の原因になることがあります。)
12. 問い合わせ
利用申込先
〒285-0025 佐倉市鏑木町198番地3
佐倉市立中央公民館
電 話 043-485-1801
FAX 043-485-1803